

医療機関 各位

中央市長 望月 智

(公印省略)

### 麻しん・風しんの定期予防接種に係る対応について

日頃より、本市の健康推進事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

このことについて、国より麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について、事務連絡がありました。

つきましては、本市の対応等に関して連絡させていただくとともに、予防接種の円滑な実施にご協力いただきますよう、医療機関に周知いたします。

#### 【概要】

麻しん風しん混合（MR）ワクチンの供給が全国的に不安定な状況であることを踏まえ、下記の対象者については、接種対象期間内に麻しん及び風しんの定期接種を受けられないと見込まれるため、定期接種の期間が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間延長することが決定されました。

(令和7年3月11日付け厚生労働省通知)

#### 【対象者】

- ・第1期：令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ  
(令和6年度内に生後24月に達する、又は達した子)
- ・第2期：平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれ  
(令和7年度に小学校1年生になる、又はなった子)
- ・第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で、令和6年度末までに風しん抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方  
(令和7年4月1日以降に風しん抗体検査を実施した方は対象外です)

#### 【予診票及び請求について】

##### ・第1期及び第2期

予診票は、接種期限を過ぎても使用可とします。

接種費用の請求についても、通常の請求書に含め請求をしてください。

※紛失等により予診票が手元にない場合は、申請にて再発行が可能ですので、中央市役所こども健康部健康増進課窓口をご案内ください。

・第5期

抗体検査の結果において、要接種が必要な方のみの接種となります。

接種要件に該当し、予防接種を希望する方（対象者）には、予診票を交付しますので、新たな予診票を持参した方のみ対応をお願いします。

なお、第5期は、令和6年度まで国保連との契約に基づき、国保連に請求をしていただいておりますが、市へ直接請求を行っていただくこととなります。

請求書については、ホームページに掲載しますので、ダウンロードのうえ、ご請求願います。

**【お問合せ】**

中央市役所こども健康部健康増進課  
健康増進（予防接種）担当

TEL：055（274）8542